所沢市地域公共交通協議会 運賃協議部会 次第

日時:令和5年12月26日(火)午後1時から

場所:所沢市役所5階 502会議室

- 1 開 会
- 2 議事
 - (1) 三ケ島地区ところワゴンの運賃に関する協議
- 3 閉 会
- ~ 資料 ~
- 1 道路運送法第9条第5項に基づき提出された意見
- 2 道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる 協議が調っていることの証明書(運賃表を添付)

道路運送法第9条第5項に基づき提出された意見

期 間: 令和5年12月1日~12月14日の2週間

方 法: 市広報紙、ホームページにより告知。

都市計画課に提出、郵送、ファクシミリ、電子メール、電子申請のいずれかの方法で提出。

意見	対応	
私は、会社帰りに時間が、合うと三ヶ島GOを狭山ヶ丘駅から利用しています。「来年度から本格運行する」と聞きとても助かります。そこで1つ要望なんですが回数券(10枚等)を発行していただければありがたいです。小銭を毎回用意するのが意外と手間になるからです。よろしくお願いします。	キャッシュレス決済の導入と併せて今後検討します。	
乗車する距離が短くても長くても一律200円はおかしい。 乗り継いで目的地まで行きたい時には、倍の金額がかかっていますが、乗 り継ぎの場合の割引きがあっても良いのではないか。 利用者のほとんどが市民なのに、市民も他市民も同じ金額はおかしい。 利用するのは、車が運転できない方が多いはずなので、回数券などを作っても良いのでは。 ても良いのでは。 の番号は、事務局追加)	料金収受を簡易な形にすることで、定時性の確保に効果があり利用者のメリットとなるため、一律おとな200円(こども100円)の運賃を採用します。 1日乗車券(500円)にて対応しています。 所沢市民を対象とした割引として、高齢や障害をお持ちの方には、特別乗車証にて割引を実施しています。 キャッシュレス決済の導入と併せて今後検討します。	
意見・理由 特になし。(交通事業者より)	_	

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる 協議が調っていることの証明書

令和5年12月26日付け所沢市地域公共交通協議会運賃協議部会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

- 1.協議が調っている運賃(料金)の種類、額及び適用方法 運賃の種類、適用方法及び額については別添運賃表のとおり
- 2. 運賃(料金)を適用する路線又は営業区域

三ケ島地区ところワゴン 路線の新設:林・糀谷ルート、三ケ島ルート、若狭ルート

- 3. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件 令和6年4月1日から実施
- 4. 運賃を定める一般乗合旅客自動車運送事業者の氏名又は名称 西武ハイヤー株式会社

令和 年 月 日

所沢市地域公共交通協議会 運賃協議部会

運賃の種類・額及び適用方法

1. 運賃の種類及び額

旅客運賃の種類		額	
普通旅客運賃	片道	大人	200円
		小児	100円
営業割引運賃	ところバス・ところワゴン 共通一日乗車券	大人	500円
		小児 所沢市発行の特別乗車証(割引)を所持 する方 介護保険被保険者証を所持する所沢市内	200⊞
		在住の方 身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手 帳、精神障害者保健福祉手帳(写真付き のもの)を所持する方及びその介護人	200円
	エコモビリティの日	毎月22日	片道:大人100円 小児 50円
旅客運賃の割引	身体障害者に対する割引 知的障害者に対する割引 精神障害者に対する割引 戦傷病者に対する割引 被爆者に対する割引 被爆者二世に対する割引 指定疾患医療受給者証の所 持者に対する割引	所沢市発行の特別乗車証(無料)を所持 する市内在住の大人・小児	無料
	身体障害者に対する割引 知的障害者に対する割引	特別乗車証(無料)を所持しない大人	普通旅客運賃の半額
	精神障害者に対する割引 戦傷病者に対する割引	特別乗車証(無料)を所持しない小児	小児普通旅客運賃の半額
	65歳以上の者に対する割 引	所沢市発行の特別乗車証(割引)を所持 する所沢市内在住の方	普通旅客運賃の半額
	介護保険被保険者証を所持 する者に対する割引	所沢市発行の特別乗車証(割引)又は介 護保険被保険者証を所持する所沢市内在 住の方	普通旅客運賃の半額
	免許証返納者に対する割引	所沢市が発行する無料乗車定期券又は無料乗車回数券を所持する所沢市内在住の 方	無料
	ところバス・ところワゴン 共通一日乗車券による割引	ところバス・ところワゴン共通一日乗車 券を所持する者	無料

2. 運賃の適用方法

- (1) この運賃は、西武ハイヤーが所沢市より委託されたところワゴンにおいて旅客を輸送する場合に適用する。
- (2) 片道普通旅客運賃は旅客が片道1回乗車する場合に適用する。
- (3) 大人運賃と小児運賃の区別は、次に掲げる区分による。

大人運賃:中学生以上の者

小児運賃:小学生以下の者

※旅客(6歳未満の小児を除く。)が同伴する1歳以上6歳未満の小児については旅客1人につき2人までを 無料とする。また1歳未満の小児については無料とする。

- (4) ところバス・ところワゴン共通一日乗車券についての適用方法は以下のとおりとする
- ア、ところバス・ところワゴン共通一日乗車券については券面記載日に限り適用する。
- イ. 「旅客運賃減額第1種」の記載がある身体障害者手帳又は「要介護」の記載がある知的障害者療育手帳を乗車時に提示した旅客について、旅客1人につき介護人1人の一日乗車券に係る運賃を200円とする。
- (5) 旅客運賃の割引の種類別の適用方法は、次のとおりとする。
- ア. 身体障害者に対する割引

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者及び介護人とする。

イ. 知的障害者に対する割引

療育手帳制度要項(昭和48年9月27日、厚生事務次官通知)に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けた者 及び介護人とする。

ウ. 精神障害者に対する割引

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年5月1日法律123号)第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳(写真貼付のあるもの)の交付を受けている者とする。

エ. 戦傷病者手帳、被爆者健康手帳、被爆者二世健康手帳、又は特定・指定疾患医療受給者証の所持者に対する割引以上、ア〜エに該当する旅客の中で、所沢市の発行する特別乗車証(無料)を所持する市内在住の旅客について、 乗車時に特別乗車証(無料)を提示した場合に無料とする。

ア又はイに該当する旅客の中で、所沢市の発行する特別乗車証(無料)に「介護あり」と標記がある場合において は、旅客1人につき介護人1人の運賃も無料とする。

乗車時にア〜ウの該当者及び戦傷病者で手帳を提示した旅客については半額とする。

アの手帳に「旅客運賃減額第1種」の記載がある手帳又はイの手帳に「要介護」の記載がある手帳を所持する旅客 について、乗車時に手帳を提示した場合は、旅客1人につき介護人1人の運賃も半額とする。

オ. 65歳以上の旅客に対する割引

市内に在住し、所沢市の発行する「特別乗車証」(割引)を乗車時に提示した者とする。

カ. 介護保険被保険者証を所持する者に対する割引

市内に在住し、所沢市の発行する「特別乗車証」(割引)又は所沢市の発行する介護保険被保険者証を乗車時に介護保険被保険者証を提示した者とする。

キ. 免許証返納者に対する割引

所沢市の発行する運転免許証返納者向けの無料乗車定期券又は無料乗車回数券を持参した者とする。

ク、ところバス・ところワゴン共通一日乗車券による割引

ところバス運行事業者が販売した「ところバス・ところワゴン共通一日乗車券」を乗車時に提示した者とする。

ケ. 割引の重複

運賃の割引で2以上の割引条件に該当する場合は、同一乗車券について重複して運賃の割引を適用しない。